

設置チェックリスト

① 入居人数に関係なく（1人以上）、高齢者（おおむね60歳以上）を対象に入居させ、食事の提供、介護等の何らかのサービスを行う施設の設置を考えており、老人福祉施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等）、認知症対応型共同生活援助事業（グループホーム）、サービス付き高齢者向け住宅以外のものである。

YES → 有料老人ホームに該当します。②へ

NO → ・老人福祉施設の設置は、社会福祉法人に限ります。
・認知症対応型共同生活介護の設置は、市町村へお問い合わせください。
・サービス付き高齢者向け住宅の設置は、④へ

② 地域密着型特定施設入居者生活介護（定員29人以下の介護専用型特定施設）の指定を受ける有料老人ホームの設置を予定している。

YES → 市町村へお問い合わせください。

NO → ③へ

③ 岡山県と「有料老人ホーム」の設置に関する手続を行う必要があります。

STEP 1

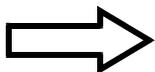
「岡山県有料老人ホーム設置運営指導指針」に従い、設備面及び運営面を含めた事業計画を立案してください。

STEP 2

「岡山県有料老人ホーム設置運営手続要綱」に従い、設置を予定する区域を所管する県民局健康福祉課と事前協議を行った上で、設置届を提出してください。

④ 岡山県と「サービス付き高齢者向け住宅」の設置に関する手続を行う必要があります。（注意：岡山市・倉敷市への設置は、それぞれの市へ手続を行う必要があります。）

手続に関しては、住宅課ホームページ
(<https://www.pref.okayama.jp/page/detail-113772.html>)
をご覧ください。



施設を設置し、高齢者に何らかのサービスを行う場合
「有料老人ホーム」又は「サービス付き高齢者向け住宅」
いずれかの手続が必要です。